

令和4年2月定例会 議案説明要旨

本議会に提出しました第1号議案から第6号議案について、その概要を説明します。

1 ページ、第1号議案は、「大阪広域水道企業団 水道企業条例 一部改正の件」です。

村野浄水場階層系後ろ過施設の設置に当たり、厚生労働省に対し事業認可に係る軽微な変更の届出を行う必要があり、その際、水道用水供給事業の計画1日最大給水量を154万立方メートルとして届け出ることに合わせ、改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第2項第1号アの表中に規定する水道用水供給事業の1日最大給水量の値を171万立方メートルから154万立方メートルに改めます。

附則をご覧ください。

本条例の施行日は令和4年4月1日とします。

2 ページ、第2号議案は、「大阪広域水道企業団 個人情報保護条例 一部改正の件」です。

新旧対照表をご覧ください。

令和4年4月1日施行で、第2条第1号アにおいて引用する「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び3ページ、同条第8号において引用する「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止となり、「個人情報の保護に関する法律」と統合されることに伴い、引用する法律の名称等を改めます。

附則をご覧ください。

本条例の施行日は、令和4年4月1日とします。

続いて、別冊「第3号議案 第4号議案」の議案書1ページ、第3号議案は「令和3年度 大阪広域水道企業団 水道事業会計 補正予算の件」です。

2ページ、第1章 水道用水供給事業について説明します。

第2条の「業務の予定量」は、改良事業費について、36億526万5千円を減額補正しています。

第3条の「収益的収入及び支出」については、収入は、長期前受金戻入による営業外収益の減少で、1,468万4千円を減額補正しています。

支出は、消費税及び地方消費税など営業外費用が増加した一方、薬品費、委託料、動力費などの営業費用が減少し、1億9,622万1千円を減額補正しています。

第4条の「資本的収入及び支出」については、3ページ上段、収入は、企業債など、33億8,080万円を減額補正しています。

支出は、建設改良費の減少などにより、35億3,759万5千円を減額補正しています。

第5条は、起債の限度額を減額補正するものです。

4ページ、第2章 市町村域水道事業について説明します。

第2条の「業務の予定量」は、13事業連結の改良事業費について、414万4千円を増額補正しています。

水道事業別の内訳は、記載のとおりです。

第3条の「収益的収入及び支出」については、連結の収入は、長期前受金戻入などの営業外収益や過年度損益修正益による特別利益の増加により、6,026万1千円を増額補正しています。

支出は、資産減耗費などの営業費用や消費税及び地方消費税などの営業外費用の増加により、1億5,621万5千円を増額補正してい

ます。

8 ページ、第4条の「資本的収入及び支出」については、連結の収入は、出資金の増加により、45万9千円を増額補正しています。

支出は、建設改良費及び国庫返納金の増加により、646万8千円を増額補正しています。

10 ページ、第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の補正、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額の補正、第7条は、他団体からの補助金に係る補正を定めるものです。

詳細については、12 ページから 68 ページまでの補正予算説明書をご参照ください。

以上が、水道事業会計の令和3年度補正予算の内容です。

69 ページ、第4号議案は「令和3年度 大阪広域水道企業団 工業用水道事業会計 補正予算の件」です。

70 ページ、第2条の「業務の予定量」は、増補改良事業費について、13億3,743万4千円を減額補正しています。

第3条の「収益的収入及び支出」については、収入は、消費税及び地方消費税還付金などの営業外収益が減少し、2億1,841万5千円を減額補正しています。

支出は、資産減耗費などの営業費用や消費税及び地方消費税などの営業外費用の増加により、1億5,086万9千円を増額補正しています。

第4条の「資本的収入及び支出」については、71 ページ上段、収入は、企業債の減少などにより、6億750万円を減額補正しています。

支出は、建設改良費の減少などにより、13億3,722万4千円を減

額補正しています。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の補正、第6条は、起債の限度額を減額補正するものです。

詳細については、72 ページ以降の補正予算説明書をご参照ください。

以上が、工業用水道事業会計の令和3年度補正予算の内容です。

続いて、別冊「第5号議案 第6号議案」について説明します。

令和4年度当初予算については、『経営戦略2020-2029』に基づき、「災害に強く、安全で良質な水を持続して供給できる施設整備」等の着実な実施をはじめ、ICTの活用・デジタル化の推進、企業団と統合した市町村域水道事業の運営基盤の強化や水道事業統合のさらなる推進に向けた取組について、必要な予算を計上しています。

議案書1 ページ、第5号議案は「令和4年度 大阪広域水道企業団水道事業会計 予算の件」です。

2 ページ、第1章 水道用水供給事業について説明します。

第2条の「業務の予定量」は、(1) の年間総給水量について、5億1,000万立方メートルを見込んでいます。

(3) の主要な建設改良事業については、設備改良工事や系統連絡送水管等の布設工事など、改良事業費として、142億9,712万6千円を計上しています。

第3条の「収益的収入及び支出」については、収入は、給水収益等の営業収益や営業外収益で、433億8,544万円を計上しています。

支出は、減価償却費、動力費、修繕費などの営業費用や企業債利息などの営業外費用等、419億7,288万1千円を計上しています。

なお、水道事業の統合を促進する事業に充てるため、水道事業統合

促進基金を4,310万1千円取り崩すこととしています。

3ページ、第4条の「資本的収入及び支出」については、収入は、企業債、国庫補助金等、工事負担金など、99億6,592万2千円を計上しています。

支出は、建設改良費や企業債償還金など、248億2,292万8千円を計上しています。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもの、第6条以下は、起債の目的、限度額などを定めるものです。

6ページ、第2章 市町村域水道事業について説明します。

第2条の「業務の予定量」は、13事業連結で、(1)の給水戸数は、18万7,670戸、(2)の年間総給水量は、4,772万7千立方メートルを見込んでいます。

(4)の主要な事業については、改良事業費として、55億4,602万円を計上しています。

水道事業別の内訳は、記載のとおりです。

10ページ、第3条の「収益的収入及び支出」については、連結の収入は、給水収益等の営業収益や営業外収益など、108億7,321万2千円を計上しています。

支出は、営業費用や営業外費用など、104億3,640万3千円を計上しています。

15ページ、第4条の「資本的収入及び支出」は、連結の収入は、企業債、国庫補助金等、工事負担金など、40億3,129万9千円を計上しています。

支出は、建設改良費や企業債償還金など、69億9,284万9千円を計上しています。

23 ページ、第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもの、第6条以下は、起債の目的、限度額などを定めるものです。

以上が、水道事業会計の令和4年度当初予算の内容です。

また、詳細につきましては、28 ページから 191 ページまでの予算説明書をご参照ください。

193 ページ、第6号議案は「令和4年度 大阪広域水道企業団 工業用水道事業会計 予算の件」です。

194 ページ、第2条の「業務の予定量」は、(1)の年間総給水量は、1億5,176万7千立方メートルを見込んでいます。

(3)の主要な建設改良事業については、施設改良工事やバイパス配水管の布設工事など、増補改良事業費として、99億6,198万9千円を計上しています。

第3条の「収益的収入及び支出」については、収入は、給水収益等の営業収益や営業外収益など、79億4,195万3千円を計上しています。

支出は、減価償却費、動力費などの営業費用や企業債利息などの営業外費用等、70億5,686万8千円を計上しています。

第4条の「資本的収入及び支出」については、195 ページ上段、収入は、企業債など、55億6,734万1千円を計上しています。

支出は、建設改良費及び企業債償還金で、112億5,034万円を計上しています。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもの、第6条以下は、起債の目的、限度額などを定めるものです。

また、詳細については、197 ページ以降の予算説明書をご参照くだ

さい。

以上が、工業用水道事業会計の令和4年度当初予算の内容です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。